

オンラインを活用した 遠隔服薬指導の有効性



きり薬局 原 敦子

最終回 遠隔服薬指導の今後を考える

オンライン服薬指導システムの充実化

画面越しであっても服薬指導自体に不都合を感じないことは、以前にもお伝えしました。しかし、もともと訪問診療・服薬指導を受けていると、多少の費用負担があっても訪問の方が良いと希望する人がいるのも事実です。アップデートで戸惑った際も「今まで通り月2回訪問してもらってもいい。来てもらえるとやっぱり嬉しいから!」と言われました。会って話をすることや触れられることでの安心感はかなり大きいようです。

また、別の訪問服薬指導を行っている患者さんに遠隔服薬指導の概要を説明した際も、「世の中が訪問1回、オンライン1回になればそうするけど」とやはり月2回の訪問を希望されていました。

例えば、ウェアラブル端末より血圧・脈拍・離床などの状態がシステム上で分かるようになれば、対面時以上の情報量を得られることが期待されます。決してオンラインが劣るとは言えないと思います。

また、こういったシステムを誰でも受けられる価格設定にすることも重要です。今後さらに広がる在宅医療を考えると、医療費削減や人手不足解消のためにオンラインを活用せざるを得ません。クリアしなければいけない問題点はありますが、早い段階でのインフラ化が望まれます。

新しい配送システムの誕生

実は、遠隔服薬指導は医療業界だけでなく配送業界にも変化の波を起こしています。いくつかの配送業者さんが弊社に見学に来れましたが、薬局と配送業者には、遠隔服薬指導に対する考えに温度差があることを知りました。

「薬をお届けする」だけでなく「品質保持された薬を正しく服用してもらう」ことを目的とした配送システムの誕生を期待しています。こちらでもインフラ化が進むでしょう。

患者が服薬指導を受ける場所の見直し

配送先も含め、まずは服薬指導を受ける場所についての検討も必要です。現在は居住地に限定されていますが、患者さんの療養の場や生活環境は人によって全く違います。職場にいる時間の長い人やデイサービスで過ごす時間が長い人などさまざまです。このように主に過ごす場所が服薬指導を受ける場所として認められることを今後期待します。

在宅ワークによる働き方改革

受ける側の患者さんだけでなく、服薬指導を行う場所の見直しも必要だと考えています。繰り返しになりますが、医療・介護を提供する側の人手不足の問題も考えなければなりません。

オンラインでの服薬指導は、時間の都合を患者さん側に合わせやすい利点が挙げられます。私は訪問指導をしているため外出していることも多く、薬局外で指導ができれば患者さんを待たせること

もないのでは、と考えます。また在宅ワークを可能にすればさらに広がるのではないのでしょうか。大切なのは薬剤師による薬学的管理を受ける機会を確保することです。すぐには難しいとは思いますが、考えていかなければならない問題です。

対面の服薬指導の補完としての解禁

特殊な服用方法や副作用の発現に継続的観察が必要な場合、検査結果次第ではお渡しした薬と服用方法が変更になる場合など、薬を渡した時点の服薬指導だけでは心もとないケースが実際に存在します。電話でその確認をしたり訪問したりしたこともあります。誰も経験したことがあるのではないのでしょうか。

現在のところ遠隔服薬指導はオンライン診療ありきですが、こういった場合は積極的に薬剤師が指導すべきです。まずはこうした対面の服薬指導の補完としての解禁から始まると考えています。

特区限定から全国解禁へ

連載を始めたこの半年の間にも状況は変わってきています。9月30日に厚生労働省は、一定の要件を満たす場合に限り、都市部での遠隔服薬指導を国家戦略特区で解禁しました。そして11月27日には改正医薬品医療機器等法(薬機法)が成立。詳細はまだこれからですが、遠隔服薬指導の実施要件が緩和され全国で実施されることが確実となりました。もう対岸の火事ではありません。オンラインを活用した遠隔服薬指導の実績、準備ができている薬局が選ばれる時代へ入ってきているのです。

弊社では街の薬局との連携に取り組んでおり、遠隔服薬指導を始めとした自社ノウハウを公開しています。厳しい診療報酬の中で残っていくためにボランティアという仕組みを作りました。小さな街の薬局でも一人で抱え込んでほしくありませんし、力を貸してほしいです。一緒に、今一度薬剤師の価値を患者さんや多くの医療従事者に理解してもらいましょう。半年間、お付き合いいただきありがとうございます。

詳しく知りたい方はホームページからアクセスしてみてください。

きり薬局

Q 検索



今後ますます遠隔服薬指導は広まっていく